（広告第2号様式）

川崎市　広告募集説明書　（印刷物広告媒体資料）

募集件名	2027年度配布版中原区ガイドマップ				
募集の内容	中原区への転入者や配布を希望する皆さまに配布する中原区ガイドマップの広告枠を販売します。このガイドマップは区の概要や公共情報、防災拠点等の情報を掲載し、20,000部を発行し、区役所地域振興課、区民課等の各課窓口、行政サービスコーナー、中原市民館、川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)などで配布します。 別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者様又は広告代理店様は、別紙申込書により期間内にお申込みください。				
発行部数	20，000部				
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様				
申込資格	(1)	「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」（以下「要綱等」という。）に規定する規制業種・事業者でないこと。			
	(2)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。			
	(3)	地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。			
	(4)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。			
	(5)	川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。			
選定基準	最も高い金額を提示した者を選定します。				
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。				
	期間	令和8年11月4日　から　令和8年12月2日　16　時　まで			
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。			
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。				
	期間	令和8年11月4日　から　令和8年12月2日　16　時　まで			
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。			
担当部署	中原区役所まちづくり推進部地域振興課相談情報担当				
	所在地	〒211-8570　川崎市中原区小杉町3-245			
	電話・FAX	電話	044-744-3154	FAX	044-744-3346
	eメール	65tisin@city.kawasaki.jp			

【添付資料】　□ なし　　■ あり　（広告掲載仕様書、中原区ガイドマップ広告掲載要領、選定基準）

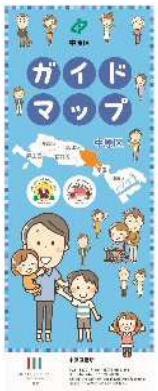
川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。

（広告第2号様式）

広告掲載仕様書（印刷物広告媒体資料）

1　印刷物の概要

名　称		2027年度配布版中原区ガイドマップ
規格	判型	A1版（2つ折＋変則ジャバラ折）
	ページ	12ページ
発行部数		20,000部
発行頻度		年1回
発行日		令和9年3月19日
配付期間		令和9年4月1日から配布終了まで
配付エリア		中原区内
配付対象者		配布を希望する区民等
内容等		中原区の概要や公共情報、防災拠点等の情報を掲載します。
配付方法		中原区役所、その他区内公共施設来訪者のうち希望者に配布します。 その他、区内のイベントにて配布する場合があります。
発行元		中原区役所まちづくり推進部地域振興課相談情報担当



表紙

枠番号①	枠番号②
枠番号③	枠番号④
枠番号⑤	枠番号⑥

裏表紙（広告面）

2　掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	広告料（1枠・税抜）
①～⑥：裏表紙	縦：90mm　横：80mm	6枠	多色刷り	40,000円以上 ※別途消費税が加算されます。

広告掲載が望ましくない業種・内容	「中原区ガイドマップ広告掲載要領」第2条第1号から第7号に該当する事業者 の広告は掲載しません。		
入稿締切	令和9年1月22日　17　時まで	入稿形態	イラストレーター等
留意事項	※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。 ※ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。 ※ 完全データにて入稿してください（出力見本を添えてください）。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。		